

第129号

PIWU

2023年6月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発 行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者 田中 孝史
〒104-0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

これが報じられた後、ヤブーニュースに「これが労働組合なのか」とJP労組本部に不満と怒りの声があがっていました。都内の職場でも「JP労組は労働者のためではなく会社のためにあることは、以前にあった一時金削減の協力(放漫経営)による

怒りの声

あがっている

5月24日の朝日新聞はJP労組が「夏秋冬期休暇の有給休暇を期間雇用社員に1日与える一方、正社員は1日に減らす会社提案を受け入れることを固めた」と報じました。また、記事には「夏冬の有給を減らす代わりに、正社員の基本給を月額で一律3200円を引き上げることがを要求していた」と書かれていることから、賃上げの原資に休暇削減を提案していたことも書かれています。

えっ！これはひどい JP労組本部、休暇削減を容認

赤字を補填で分かっていた。今回も権利の削減に協力するのだからひどい話だ」という声が上がっています。

労組は誰の

ためにあるのか

朝日新聞には6月中に行われる全国大会に提案し、決めると書かれています。ここでJP労組組合員に訴えたい。この削減に不満と怒

りをもつならば、この大会で「受け入れるな」という声を集中させていくべきではないでしょうか。そもそも労働組合は現場に働く労働者の生活と権利を守り、向上させることを目的にしてあります。会社や労働組合幹部のためにはないのでありません。毎月安い賃金から高い組合費を払っていることを忘れてはなりません。

労働条件

の底上げを

郵政ユニオンは郵政20条最高裁判決を勝ち取った組合として、「全労働者各1日にするのではなく3日にするべきだ」という取り組みをしています。皆さん、労働条件の引き下げではなく全体の底上げを目指して一緒に頑張ってくださいませう。

郵政20条裁判の日程

7月6日(木) 郵政20条追加訴訟
東京地裁709号法廷10時
7月20日(木) 郵政20条集団訴訟(寒冷地)
東京地裁510号法廷13時10分・判決

